

2020年5月14日

春学期授業担当者 各位

## 改正著作権法施行後のオンライン授業に係る運用について

明治学院大学

2020年4月28日に改正著作権法が施行されましたが、下記の①・②についてご留意いただきたい。①・②の共通事項として、5月中の教科書購入について履修者に働きかけるようお願いしたい。履修者が指定の教科書を5月末までに購入する前提で、6月1日以降はオンライン授業で教科書の一部をPDF化して、サーバーにアップロードする等の利用は避けていただきたい。

履修者に別途4月16日付でされた「改正著作権法第35条運用指針2020年度版」において要検討事項(=不確定事項)とされている点があるため、本学のガイドライン(【明治学院大学】オンライン授業実施における教材資料の複製・送信等のガイドライン(暫定版)2020年4月17日現在)も暫定版のままの運用としたい。

### ① 有斐閣と明治学院大学と間の出版物の利用に関する覚書締結(2020年4月23日)

2020年度春学期開講科目：シラバスの教科書欄で有斐閣の教科書指定のもの。

覚書によって4月20日から5月31日までオンライン授業での利用が可能だが、履修者が指定の教科書を5月末までに購入する前提で、6月1日以降はオンライン授業での利用は避けていただきたい。履修確定が5月下旬になる予定なので、6月に入ってから履修者に教科書を購入したかどうかのアンケートをポートへボンで取る予定。更に、アンケート結果で未購入者には購入を促すメールを送信する。これにも関わらず教科書を購入しない場合には大学として未購入の履修者数分のオンラインでの使用料を有斐閣に支払う必要が出てくるため、該当の教員においては5月中の教科書購入について履修者に働きかけるようお願いしたい。

### ② ①以外のもの

一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会(以下、SARTRAS)への届出が必要(2020年5月1日届出済)

SARTRASに学校法人明治学院として大学・大学院・東村山中高・高等学校を届出済。

5月中に届け出れば、4月28日以降の授業での利用が可能になり、2020年度は著作権者の許諾は不要で無償利用ができる。但し、無償利用の代わりにSARTRASが実施するサンプル調査に協力する必要がある。サンプル調査については現在未定のため、決まり次第、教員や履修者に協力をお願いする可能性がある。

以上